



平成 27 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社サンエー化研
代表者名 代表取締役社長 藤岡 宣隆
(JASDAQコード: 4234)
問合せ先 執行役員経理部長 芝 彦尚
T E L 03-3241-5701

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 15 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 25 日開催予定の第 106 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 社外取締役及び社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、また、有用な人材の招聘を継続的に行うことができるようにするため、会社法第 427 条第 1 項の定めにより、当社と社外取締役及び社外監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、定款第 29 条（社外取締役との責任限定契約）及び第 40 条（社外監査役との責任限定契約）を新設するものであります。
なお、定款第 29 条（社外取締役との責任限定契約）の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (2) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げをおこなうものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(新 設)	<u>(社外取締役との責任限定契約)</u> <u>第 29 条</u> <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の定めにより、社外取締役との間で、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</u>
<u>第 29 条～第 38 条</u> (条文省略)	<u>第 30 条～第 39 条</u> (現行どおり)

<p>(新 設)</p> <p>第 39 条～第 46 条 (条文省略)</p>	<p><u>(社外監査役との責任限定契約)</u></p> <p><u>第 40 条</u></p> <p><u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の定めにより、社外監査役との間で、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</u></p> <p>第 41 条～第 48 条 (現行どおり)</p>
------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 27 年 6 月 25 日
定款変更の効力発生日	平成 27 年 6 月 25 日

以 上